

京都市企画調整会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第115号

京都市企画調整会議規則の一部を改正する規則

京都市企画調整会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策調整課)